

(ADP/92、1993年4月2日パネル報告、採択)

【事実の概要】

1. 1988年9月、これまで全量輸入に依存してきた韓国のポリアセタール樹脂市場に、韓国エンジニアリング・プラスチック（以下、KEPと略す）が生産設備を整え、国内需要を満たすべく参入を開始した。それから1年間KEPはほぼ生産設備の完全稼働状態にまで生産を増やし、1988年に僅か1%未満であった市場シェアは1989年に47.7%へ、そして1990年1/4分期には60.8%へと急増加した。これに対して、それまで韓国にポリアセタール樹脂を供給してきた、米国のE. I. Du Pont de Nemours, Inc. とHoechst Celanese Corporation、及び日本の旭化学の製品の韓国ポリアセタール樹脂市場に占めるシェアは、1988年60%以上から、1989年1/3へ、そして1990年1/4分期には1/5までに縮小した。なお、これらの時期には輸入品価格も国内生産品価格もともに下落した。

このような状況のなか、1990年5月8日KEPは、上記の米国の2社及び日本の旭化学を相手に、正常価格以下の販売及びそれによる国内産業への実質的被害の発生（等）を理由にアンチ・ダンピング（以下、ADと略す）提訴を行った。1990年8月25日韓国政府は正式に調査を開始し、調査対象期間と調査対象品目が決定した。そして、1991年2月20日関税庁が外国3社に対して20.6から107.6%までの間のダンピング・マージンを、同年4月24日には貿易委員会（以下、KTCと略す）が関税法10条1項に基づいて国内産業への被害の発生ありの決定を、それぞれ行った。それに基づいて、大統領令13,467によってAD関税が1991年9月30日から賦課され、延長されない限り、1993年10月3日まで続くこととされた。

1991年6月21日米国はAD協定15条2項に基づき韓国に協議を要請し、両国は7月24日と9月30日に2回にわたり上記の決定に対して協議したが、満足しうる解決に達しなかった。他方、2回目の協議前に米国は、AD協定15条3項の調停規定に基づいてAD委員会に事件を付託したが、この調停手続も事件の解決に資することができなかったために、1992年1月21日米国はAD協定15条5項に基づき、AD委員会にパネルの設置を要請し、1992年2月17日AD委員会はパネル設置に合意した。なお、その際カナダ、EC及び日本代表がパネルにおいて利害関係国として意見を表明する権利を留保した。同年4月29日に委員会議長により、付託事項とパネルの構成員（委員長Maamoun Abdel-Fattah；エジプト

公使、Paul O' Connor ; 豪州及びBarbara Schneeberger ; スイス) が発表された。パネルは、1992年6月10日、9月30日及び10月1日にそれぞれ会合を持ち、1993年3月10日にその認定と結論を紛争当事国に提示した。

2. 米国は、韓国K T Cの損害決定がA D協定に合致していないとの認定と韓国政府が適用法令を協定義務に一致させるよう勧告することをパネルに求めた。なお、本件においては、米国は韓国のダンピング判定については問題を提起していない。それに対して、韓国は、K T Cの決定は協定の要件を満たしているので、米国の主張は根拠がないと反論した。

なお、本件では、韓国がパネルの第1回目の会合の後である1992年8月18日、自らの損害決定の根拠を補強する資料として、K T Cの49回議決書写本の英訳をパネルに提出したことにより、パネルがその審理に際してその写本を考慮すべきであるかどうか、ある種の手続的問題として争われた。パネルは、この問題に対する立場を最終判定の際に示すことを紛争当事国に伝えるとともに、それが本案審理に何等影響を及ぼさないことを保証した(para. 203)。

両国の主張内容は、大略以下の通りである。

<米国の主張内容>

(1) K T Cの事後提出した議決書写本の取扱如何

韓国政府は、米国との協議期間、A D委員会の調停手続及びパネル第1回目会合までの間のいかなる時点においても、そのような「公的な」資料の存在を知らせなかった。このような事後の資料提出は、いわば公的な決定の「後からの」正当化の試みで、A D協定3条4項及び8条5項の規定する締約国による「A D認定に際しての告示義務」に合致しない行動であり、A D手続の透明性原則に対する重大な問題を提起するものである。従って、パネルは韓国の損害認定の審理の際にこの資料を考慮すべきでない。

(2) 損害形態の区分の不明示

韓国財務部告示No. 91-6には、国内産業の被った損害が実質的損害、その恐れまたは国内産業の確立の実質的遅延のうちいずれかであるかについての特定がなされていない。確かに、決定文にはこれらのすべてについて一定の言及がなされてはいるが、それぞれについての結論が見あたらない。これは、ダンピング輸入と損害との因果関係の立証を規定し

た3条4項、そしてすべての事実及び法令に関わる論点の検討に基づいて到達した認定及び結論並びにその理由及び根拠を告示することを要求する8条5項に違反する。

韓国は協議や調停の段階でこの点について指摘がなされなかったというが、我々が英文の決定文を受け取ったのは調停手続の一週間前の第2回目の協議の時点であった。

(3) 三つの形態の損害判定の協定要件の充足如何

a) K T Cの損害判定は、輸入の数量及び価格効果、あるいは否定的決定を正当化したであろう他の要素に関する発展についての、実質的証拠または客観的な調査に基づいていないために、協定3条1項から4項までに合致していない。K T Cの損害決定の背後には、

「輸入代替」という推定、つまり国内生産者が市場の新規参入者である場合には、それが輸入価格を切り崩し、短期間のうちに国内市場の大きい割合を獲得することは「正常な」出来事であるという推定がある。

b) K T Cの決定は、実質的損害、その恐れ、または実質的遅延に関して肯定的な決定を行うに必要な十分な根拠を提供しておらず、協定3条1項から4項まで、及び3条6項と合致しない。

c) K T Cは肯定的な損害認定をする際に、一定の要素に対する恣意的な考慮を行うことにより、3条4項の客観的な調査要件を満たしていない。

d) K T Cはダンピング輸入以外の要素を損害判定に算入することにより、3条4項に違反した。

<韓国の主張内容>

(1) K T C事後提出資料の取扱如何

当該提出資料は、韓国国内法上すべてのK T C調査の際に作成されるもので、A D協定はこのような資料の提出を禁止しておらず、利害関係人はこの資料の存在を知り得たし、請求すればそれを閲覧することができたはずである。この資料はK T Cがいかに損害決定を行ったかを知る上で重要な補充資料で、特に米国による韓国の輸入代替推定の主張に反論するために提出したものである。従って、パネルがこの資料を考慮しないならば、紛争解決手続を著しく害し、国内調査当局の調査のやり方如何を知ることを自ら放棄することに等しい。

(2) 損害形態の区分の不明示

確かに、損害認定の形態のそれぞれについての明示的な言及がなされてはいないが、決定文の内容は三つの形態すべてが認定されていると読めると思われる。例えば、決定文 8 頁の関税法の定義するところの「実質的損害等」という文言がそれを表している。そして、それぞれの損害の形態についての言及は、決定文の中で散見される。

さらに、米国は協議や調停の段階でこの点については何等の指摘も行っていない。

(3) 三つの形態の損害判定の協定要件の充足如何

a) K T C は、因果関係、価格効果、実質的損害、その恐れ及び実質的遅延の判定に必要な諸要素についての実質的証拠に基づいた客観的な調査を行った。決定文にみられる「輸入代替」という用語は、米国の主張のような推定や理論ではなく、単に国内市場における国内産業の新規参入は通常輸入を代替するという事態を現しているにすぎない。

b) 記録や決定文は、上記の三つの存在を示す十分な根拠を示している。

c) 米国は、K T C が損害の認定に際して諸要素間の考慮に恣意的な部分があると主張するが、協定は調査当局にこの点に関して一定の裁量を与えている。パネルの任務は諸要素の重要性を再評価するのでなく、K T C の決定が実質的証拠に基づいて行われたかどうかを審査することである。

d) 協定は、輸入が損害の「一つの」要因であることを要求しているだけで、それが損害の「唯一の」、または「主要な」原因であることまでは要求していない。K T C は、まず国内産業への損害が存在することを認定し、それから輸入が損害の「一つの」原因であると認定した。

【報告の要旨】

1. K T C 損害決定のパネル審査の基礎（資料）

K T C 決定文である 1991 年 4 月 24 日財務部告示 No. 91-6 は、その形式、体裁などからして、A D 協定 8 条 5 項の意味するところの、「調査当局が重要と認めたすべての事実及び法令に関わる論点の検討に基づいて到達した認定及び結論並びにその理由及び根拠を記載」した告示として唯一のものである。韓国の主張するように、事後提出資料が利害関係者のアクセス可能な文書であるならば、告示されるべきであった (para. 204-206)。

韓国は、事後提出資料が K T C 決定の根拠を補充説明する文書で、A D 協定はそのよう

なものの提出を禁止していないと主張するが、一定の要素に基づく損害決定を要求する協定 3 条及び A D 賦課手続の透明性の原則を体現している 8 条 5 項の規定から考えると受け入れられ難い主張である (para. 207-209)。そして、もしパネルが公表されたもの以外の文書に基づいて審理を行うならば、紛争解決手続の有すべき予測可能性を著しく害することになる (para. 210)。

さらに、韓国は、事後提出資料が当該調査の行政記録の一部をなすもので、パネルがそれを考慮すべき義務があると主張するが、パネルの任務は、告示 No. 91-6 に示されている K T C 決定が A D 協定に一致しているかどうかを審査するもので、その際 A D 税賦課決定の根拠文書としてレバントなものは、行政記録そのものでなく、8 条 5 項に基づいて告示されたものに限られると考えるべきである (para. 211-212)。

以上から、K T C 決定の根拠を補充する文書として、パネルがその審理に際して当該事後提出資料を考慮することはできない (para. 213)。

2. 損害形態の区分の不明示

米国がいつの時点でこの問題を取り上げたかにかかわらず、パネルの審理はこの問題の審査を避けて通ることはできない。というのは、A D 協定上、実質的損害、その恐れ及び国内産業の確立の実質的遅延の認定の基準の間に一定の本質的な相違がある限り、国内当局による損害認定の A D 協定との整合性如何は、それぞれの形態の損害判定の基準と根拠についての審査を必要とするからである (para. 217)。

韓国は K T C 決定は三つの形態すべてを含むものであると主張するが、財務部告示 No. 91-6 の文言がそう読めるかどうかは疑問である。例えば、「実質的損害等」という文言が三つの形態すべてを含むと主張されるが、韓国関税法 10 条 1 項においても、三つの形態は「又は(or)」で繋げられている (para. 219-220)。

たとえ K T C 決定文から国内産業の状態を検討する際に三つの損害形態のすべてに関する諸要素と証拠を考慮したことが推論されるとしても、ダンピング輸入と損害との因果関係の存在を検討した部分では三つの形態の区分がなされていない。調査当局が到達した結論及びその理由の明示的な言及は、A D 協定 3 条に基づく損害決定のパネルによる審査の必要条件である。さらに、損害決定の理由を詳細に記述することの重要性は A D 協定 8 条 5 項の強調するところである (para. 222-223)。

以上から、K T C 決定は A D 協定 3 条及び 8 条 5 項と一致しない (para. 224)。

3. 三つの形態の損害判定の協定要件の充足如何

この問題を考える際には、K T Cの損害認定がA D協定3条の要件に基づくそれとして十分なものであったかどうかという、米国の問題提起にそって審理を行うのが適當である。国内調査当局が依拠した事実証拠の重要性の再評価はパネルの本来の役目ではないというのが韓国の主張するところであるが、パネルの審理は、K T Cの行った事実認定に取って代わるものでも、独自の事実評価を改めて行うものでもなく、あくまでもK T Cの損害認定のA D協定との整合性如何、及びそれが財務部告示から認識できるかどうかを検討することである(para. 225-227)。

a)国内産業への現実の実質的損害の発生如何

国内産業の状態に関するK T C判定文3-5頁は、関連指標として、産業の操業度、在庫、販売及び市場シェア、国内価格の推移、総売上高並びに純利潤を挙げているが、在庫を除いて、他の指標は損害認定の基礎として依拠されていない。他方、5頁では、総売上高と純利益を認定の基礎として用いているので、以下、(米国も特に指摘している)総売上高、純利益及び在庫について検討することにする(para. 233)。

aa)総売上高は、論理的には販売価格と販売量の両者の作用の結果であるが、K T C判定文には国内価格の下落による収入減少について言及されているのみである。確かに、K T Cスタッフ報告書には、販売量の動向についてのデータが見られるが、K T C決定文にはこれらのデータに基づいて調査期間中国内産業がいかに収入減少を余儀なくされたかについての説明が見あたらない(para. 238-241)。

ab)K T Cによる国内産業の損害指標としての純利潤評価の主要要素は、これらの利潤が国内産業が正常な操業及び発展を維持することを許さない水準であったということである。これについて、K T Cスタッフ報告書には国内産業が計画遂行した投資に関する一定のデータが存在するが(ただし、その一定のものは損害の恐れに関するものである)、決定文には、1989年の利潤の水準が産業の正常な操業及び発展を維持するために十分でないという認定の基礎として、それらのデータをK T Cがいかに用い議論したのかが見あたらない(para. 250-253)。

ac)在庫については、K T C決定文の関連部分を見ると、産業の現実の実質的損害の認定が果たして在庫の進展に基づいているのかどうか明らかでない。しかも、K T Cは在庫の

蓄積が産業の完全操業と国内市場の不振によるものであることをはっきりと認めている。

さらに、在庫の増加が輸入の結果であることが言及されていない(para. 260)。

以上から、K T Cによる国内産業の現実の損害認定は、総売上高の相当の減少や純利益の十分でないという部分に関しては、実質的証拠によって実証されているとはいえず、A D協定3条1項の義務に一致しないもので、在庫に関しては3条4項に一致しないものである。この点が明らかになった以上、韓国による「輸入代替理論」への依拠がA D協定3条違反である米国の主張を検討する必要はない(para. 242, 254, 261 and 262)。

b) 実質的損害の発生の恐れの評定

A D協定3条6項から、実質的損害の発生の恐れの評定には、状況の変化が明らかに予見されて急迫なものであるかどうかの分析が欠かせないもので、3条6項を3条1項と突き合わせて解釈すれば、実質的損害の発生の恐れを評定するためには、ダンピング輸入量、価格及びそれらの国内産業への影響の予想される発展についての分析が必要である(para. 271)。従って、以下国内産業の状況並びに輸入量及び価格の影響の予想される発展に関するK T Cの評定を検討する(para. 273)。

ba) 国内産業の予想される状況については、米国の指摘のように、原料価格及び利子率の下落のような国内産業に有利な市場条件を考慮の対象から除外したことは、国内産業の状況に関わるすべての経済的要素を考慮することを要求する3条3項の文言に違反するものである(para. 275-6)。

bb) 輸入量及び価格の影響の予想される発展についてであるが、まず、ダンピング輸入量に関するK T Cの分析は、調査期間中における輸入量の推移について言及しているのみで、それがいかに実質的損害の恐れをきたしたかについての説明がなされていない(para. 278)。それとの関連で、外国生産者の供給能力が実質的損害の発生の恐れの評定要因の一つであったとされるが(para. 279)、決定文にはそれについての議論がみられず(para. 280)、しかも、外国生産者の供給能力そのものは将来の輸入量増加の可能性を裏付ける十分な要素ではない(para. 281)。

次に、ダンピング輸入の価格影響であるが、K T Cの分析は調査期間中のそれであって、調査対象の輸入が実質的損害を引き起こす恐れのあるものであるという、予想される価格影響についての分析ではない(para. 282)。さらに、K T C決定文には、輸入が国内価格を圧迫し続ければ、国内産業の合理的な利潤の確保が困難であるとの記述がみられるが、な

ぜ輸入が国内価格を圧迫し続けると考えるのかについての説明がない(para. 283)。

以上から、K T Cの決定は、3条1項、3項及び6項違反である。

c)国内産業の確立の実質的な遅延

K T Cが国内産業の確立の実質的な遅延を認定する際に、利潤や在庫など産業の確立遅延に関する要因の分析の際には調査期間を1990年全体を対象としながら、輸入と損害との因果関係については1989年と1990年1／4分りまでを調査対象期間にしたことは、K T Cの分析が国内産業の確立遅延が調査対象期間中の輸入によって引き起こされたことを適切に示しているとはみなされ得ず、よって3条4項違反を構成する(para. 297)。

ここから考えて、パネルは、本ケースにおけるごとく、国内産業が操業1年目において高い市場シェアを獲得し、新しい生産設備を建設した場合にも、国内産業の確立の実質的な遅延を判定し得るかどうかの問題については触れないことにした(para. 298)。

4. 勧告内容

米国はAD委員会が韓国に対して適用法令(its law as applied)を協定義務に一致させるよう要求することを求めているが、付託事項によれば、1991年4月24日の損害決定に基づき、1991年9月14日に執られたAD税賦課という特定措置を審査することがパネルの任務である(para. 301)。

よって、パネルはAD税賦課措置をAD協定上の義務に一致するよう、韓国に要求することをAD委員会に勧告する(para. 302)。

【解説】

本件は、AD法の新しいユーザーの一人である韓国によるAD法の用い方が裁かれたケースである。1980年代までにAD法の使用(時には乱用)の常連は、米国、EC、カナダ及びオーストラリアの4カ国であった。しかし、1980年代後半からメキシコを始めとするブラジル、韓国などの新興工業国や、北欧諸国及び日本など、従来AD法をあまり発動しなかった先進国がユーザー・グループに新しく加わるようになってきた(注1)。

一般に、輸入国によるAD法や相殺関税のような「不公正貿易法」の使用には、貿易自由化に伴う国内市場における輸入品からの競争の増加という事態の発生を必要とする。言い換えれば、「公正」概念と競争とは不可分の関係にあり、不公正貿易法の「規範的役

割」もそのような状況において発揮されるのである。1980年代後半、国際収支状況の好転という事態の中で、主に米国の圧力によって大幅な貿易自由化を余儀なくされた韓国は、貿易自由化に伴う輸入競争の増大に対して、「対外貿易法」の整備を中心に、産業被害救済制度やAD法の整備を急ぎ、輸入増加に対処しようとしてきた(注2)。

しかし、「不公正貿易法」の存在理由についてのさまざまな理解の存在が示すように、その「正しい」使い方はそれほど容易なものではなく、「不公正貿易法」の度重なる使用と保護主義との差異は紙一重のように映る場合もしばしばである。そして、AD法のような不公正貿易法の使用には、ダンピング認定や損害判定のような、豊富な経験に基づく法技術的な精緻さと熟練さが必要になる。その意味で、本件は、経済発展の度合においては「先進」途上国である韓国が、本件が問題になった時点においては、不公正貿易法の使用においてはまだ発展「途上」国であることを示したケースであるといえよう。それは、AD法を国策企業保護の使命感が支配した中で使用しようとしたという点からも、韓国当局のAD判定文の論理構成及び裏付けデータのずさんさという点からもいえることである。

1. 三つの損害形態の区分の不明示

本件の審理のスタートの時点で、韓国が慌ててKTC調査の際のスタッフ報告書を事後に提出したことが象徴するように、KTCの決定文の形式的な体裁から考えても、本件は当初から韓国に勝ち目の少ないケースであったといえることができる。

KTC決定文を一見するとき何よりも目につくのは、米国が執拗に指摘したように、三つの損害形態の区分が不明瞭なことである。特に、KTC決定部分の最初の「決定(determination)」の部分では、ダンピング輸入が国内産業へ「実質的損害」を与えたと結論しているのに対して、その後の「決定理由」及び「因果関係」の部分においては三つの損害形態のすべてについて論述がなされている。韓国は、損害認定の形態のそれぞれについての明示的な言及がなされてはいないが、例えば、決定文8頁の関税法の定義するところの「実質的損害等」という文言が示しているように、決定文をトータルに読めば、三つの形態のすべてについて認定が行われていると読めると主張した。

しかし、パネルの指摘したように、韓国関税法10条1項にも三つの損害形態は「又(or)」で繋げられ、区分されている。そして、たとえKTC決定文から国内産業の状態を検討する際に三つの損害形態のすべてに関する諸要素と証拠を考慮したことが推論されるとしても、それぞれの形態について調査当局が到達した結論及びその理由を明示的に言及

しなかったことは、パネルの指摘するように、損害認定に関するAD協定3条及び損害決定の理由を詳細に記述することを要求する8条5項を満たしているとは言いがたい。

2. 実質的損害及び因果関係の理由付け

KTCの決定文を読むときにもう一つ目につくのは、実質的損害並びにダンピング輸入と損害との因果関係の理由付け及び裏付けデータのずさんさという点である。従って、「カナダの米国産グレーンコーンに対する相殺関税」ケースにおいて述べられた実質的損害の立証に当たって考慮すべき証拠の性格に関する補助金協定6条の解釈からして韓国の敗北はほぼ決定的であったといえる。このケースにおいて、パネルは、AD協定3条と基本的に同じである補助金協定6条の解釈について次の二つの原則を打ち出している(注3)。つまり、まず、輸入量及びその価格への影響、当該輸入が生産者に及ぼす影響に関する実質的な証拠に基づく客観的な検討が必要であること、次に、これらの検討は義務的なものでその検討なしには6条の要件が満たされないことである。

KTCの決定文は、輸入量、価格への影響、国内産業の状態及び因果関係のすべての点で実証的な証拠に基づいて立証が行われているとはいえず、終始「although..., however ...」の図式がみられる。特に、KEPが順調に市場シェアを伸ばしている状況の中でダンピング輸入の価格への影響と、それと損害との因果関係の立証ができていないことは致命的であったと思われる。

このような帰結の原因としては、一つにはダンピング認定や損害判定における経験の不足に基づく法技術的な未熟さという事情が考えられるが(注4)、もう一つの大きな背景としては、KEPによる国内シェアの拡大及び生産設備の拡充の中で、そもそもポリアセタール樹脂のような基幹産業部門における輸入代替の必要性和実質的損害の理由付けとの調和が困難であったという事情が存在したことを指摘できよう。さらに、韓国における緊急輸入制限及び不公正貿易法について、輸入国の使うべき「当然の」手段であるとの全般的な認識が(注5)、今回のケースにおいてはいつも韓国企業が被提訴者となっている米国に対してある種の相互主義を求めるという状況を促したという評価もあながち「うがった」見方であると頭から排除することはできないかもしれない(注6)。

3. 二つの仮定的な想定問答

すでに述べたように、本件が韓国の敗北に終わることは当初からほぼ確実であったわけ

であるが、A D協定上の実質的損害等の「定義」の不在及び国内当局の事実認定への立ち入りを渋るパネルの伝統と合わせて考えた場合、韓国が損害形態の三つの場合のうちどちらかに絞って理由付けを行ったならば、勝ち目があつたであろうか。

(1) 実質的損害またはその恐れの実証可能性

本件のように、国内産業の市場シェアが急激に伸びている状況の中で、実質的損害またはその恐れの実証は通常かなり困難であることは間違いないが、日本が主張しているように(para. 184)、輸入が相当増加していない限りA D協定3条の要件は満たされないと断定できるのであるか。つまり、K T Cの委員の多数は、K E Pの国内市場シェアが急激に伸びている状況の中で、関税庁のダンピング・マージンの幅(20.6%~107.6%)を横目にしつつ、救済に踏み込んだ訳であるが、価格要素及び因果関係についての実証がなされたならば、K T Cの損害決定が正当化される可能性はあつたのか。

米国のI T C委員の間における損害判定の際に、損害基準と因果関係基準の二段階の判定手法を用いる「二元論的アプローチ(bifurcated approach)」と、不公正な輸入によって損害が発生したかどうかを一緒に考える「一元論的アプローチ(unitary approach)」の対立を参考にして考えるならば(注7)、日本の主張は、経済状況の良くない時期において、最小限の因果関係基準と合体して比較的に容易に損害決定を引き出しかねない「二元論的アプローチ」の弊害に重点をおく考え方であるといえよう。しかし、「一元論的アプローチ」にたつて、「不公正な」貿易慣行としてのダンピング輸入へ力点をおいてダンピング・マージンを重視する“margins analysis”が採用されたならば、輸入が相当増加している場合に損害判定がまったく正当化される可能性がないのかという、想定問答はまったく無用ではないようにも思われる。

(2) 国内産業の確立の実質的遅延のケースとして位置づけることの可能性

パネルは、K T Cが国内産業確立の実質的遅延を認定する際に、産業の確立遅延に関する要因の分析と、輸入と損害との因果関係の分析の際に、それぞれ異なる調査対象期間を設定したことによって、国内産業の確立遅延が調査対象期間中の輸入によって引き起こされたことを適切に示しているとはみなされ得ないといって、パネルは、本ケースのように、国内産業が操業1年目において高い市場シェアを獲得し、新しい生産設備を建設した場合にも、国内産業の確立の実質的遅延に該当し得るかどうかの問題には立ち入らなかった

(para. 297-298)。つまり、パネルは、国内産業の確立の実質的遅延の認定の場合にも、ダンピング輸入と確立遅延との因果関係が示されるべきであることを示唆しているわけである。しかし、パネルは、K T Cの損益分岐分析によるならば、国内産業が生産設備を拡張する場合にも確立遅延の認定を行うことが可能であると述べることによって(para. 298)、ある意味では、本ケースが国内産業確立の遅延に該当するかどうかについての最終的な態度を保留しているかのようにも読み取れる。実際に、韓国側は、パネルがK T Cの確立遅延の判定がA D協定に合致しているかどうかについては判定を保留したと受けとめているようである(注8)。

三つの損害形態の中で、「実質的損害」及び「実質的損害の恐れ」がすでに確立されている国内産業に適用されるのに対して、「国内産業確立の実質的遅延」がまだ確立されていない産業に適用されることは間違いない(注9)。従って、出発点は国内産業が確立されているかどうかの認定の問題になる。これについては、いまだ事例は少ないが、1980年代に入っていくつかの先例を積み重ねてきている米国のI T Cは「安定性(stability)」と「生存可能性(viability)」の二つの基準を立ててケース・バイ・ケースで判定しているようである(注10)。次に、他の損害形態と同様、国内産業確立の実質的遅延が調査対象品目の正常価格以下の輸入の影響によるものであるかどうかの「因果関係」が立証されなければならないが、いくつかの点でその分析は他の損害形態の場合とは異なることになり得よう(注11)。K E Pが国内のポリアセタール樹脂市場に新規参入してわずか2年しか経っていないが急激に市場シェアを伸ばしている中で、損益分岐分析がまだ初期費用を回収していないことを示し、K T Cが「因果関係」についてそれなりに立証できたならば、結果はどうなったであろうか。

本件におけるこの論点は、これまでA D法の常連である先進国の確立された産業によって技術後進国の産業からの国内市場への挑戦に対してもっぱら用いられてきた典型的な状況とは異なる側面を示唆しているといえよう。いずれにせよ、急激な貿易の自由化を余儀なくされる発展途上国がまだ十分に成熟していない国内産業の救済のために「国内産業確立の実質的な遅延」という形態を利用する可能性がないとはいえないことだけは間違いない。

4. 日米間の一般協定6条の位置づけ及びA D協定の解釈をめぐる意見の相違

本件で、本案とは直接関係がないがもう一つ目につく部分は、一般協定6条の位置づけ

及びAD協定の解釈をめぐる日米間の意見の相違である(para. 182-193)。特に、これらの意見の相違がまさにダンピングの意義、ダンピング防止税の存在理由並びに、ダンピング及び損害決定における国内当局とパネルの役割分担といった非常に根本的な問題をめぐって現れているという点で興味深い。

第一に、米国は、一般協定6条を内国民待遇からの「逸脱」、つまり義務逸脱を例外的に認めてその行使を厳格にとらえる日本の立場に対して根本的な異議を提起している。これは、交渉による貿易障壁の削減と「不公正」な貿易慣行への対抗措置をワン・セットとしてイーブンにとらえる従来からの米国の立場の反映である。このような一般協定6条についての両国の根本的な見解の相違は、次の二つの見解の相違につながる。まず、一般協定6条及びAD協定違反の立証責任を提訴国と被提訴国のどちらに負わせるのかという点で現れ、米国は前者に、日本は後者に、それぞれ立証責任があると主張する。次に、「不公正な」貿易慣行としてのダンピング輸入へ力点をおくのか、ダンピング「輸入」の存在へ力点をおくのかの相違として現れ、輸入が相当増加していない限りAD協定3条の要件は満たされないという日本の主張と、それは通常そうであるといえるだけであって、それが「黒」判定の絶対的条件ではないとの米国の主張となるのである。このような見解の相違はどちらの国において、ダンピング・マージンを重視する"margins analysis"がより見られるのかということにもつながると思われる。

第二に、米国は、国内当局とパネルとの役割分担を前提として、パネルの役割を国内当局の認定を前提とした「再審」機関としてとらえるのに対して、日本は、国内当局が事実認定に際して用いた証拠が十分であったかどうかの判定を含めて、パネルは事実審査に際してより大きな権限と役割を果たすべきであると考えているように思われる。この部分は、米国の見解に沿って、ウルグアイ・ラウンドにおいて新しいAD協定の「スタンダード・オブ・レビュー」となったわけであるが、両国の見解の相違がその具体的な運用においてどの様に響いてくるかは現在の時点では必ずしも明らかでない。

5. その後の経過

本件で、米国はAD委員会に対して韓国が適用法令(its law as applied)を協定義務に一致させるよう要求したが、パネルはAD税賦課措置をAD協定上の義務に一致するよう、韓国に要求することをAD委員会に勧告するにとどまった。その後韓国側が具体的にどのような措置をとったのか詳しいことはわからないが、どうやらダンピング防止税に引っかけ

る輸入がなされていないとのことで事実上うやむやな形で処理されたようである(注12)。

<注>

1. J. Jackson, W. Davey & A. O. Sykes, Legal Problems of international Economic Relations, Draft 3rd ed. (1994), 641.
2. 韓国貿易協会、『主要国の産業被害救済制度比較研究』（韓国貿易協会、1992年）、第5章（韓国語）。
3. 中川淳司、「カナダの米国産グレーンコーンに対する相殺関税」、『ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書Ⅲ』（公正貿易センター、1993）、147頁。
4. ただし、一昨年はじめて中国に対してAD税を賦課した日本の場合と異なって、これまでの韓国における「産業被害救済措置」の運用の現状（88年1月～94年8月）をながめると、歴史の浅い割にはかなり活発に制度が運用されていることがうかがえる。
 - ・緊急輸入制限措置の発動現状
提訴24 調査中止（提訴撤回）7 提訴棄却1
救済措置15（関税引き上げ8、輸入制限2 その他5）、調査中1
 - ・ダンピング防止税の発動現状
提訴12 調査中止3（提訴撤回1、価格約束2）
損害判定8（否定（白）2、肯定（関税賦課）6） 調査中1
5. 韓国関税法10条1項におけるダンピング防止税発動の際の「国内産業保護のための」という文言の存在がそれを示している。
6. C. M. Krupp, "A Shot Across the Bow: South Korea's First Test of Its Antidumping Law, 26 Journal of World Trade (1992), 111. を参照。
7. supra note 1, ch. 15. を参照。
8. 韓国貿易委員会作成資料（1994年）参照。

実際韓国においては、本ケースを教訓として、AD法適用上「国内産業確立の実質遅延」という損害形態の適用可能性についての関心が非常に高まった。たとえば、商工資源部貿易委員会、『米国の反ダンピング制度改編動向に関するセミナー開催結果』（1994年6月）、71頁以下討論部分（韓国語）を参照。

そして、次の注9のDong Woo Seoの論文は、彼が本ケースの提訴者であるKEPの選任弁護士として活躍した経験に基づいて書かれたものである。

9. Dong Woo Seo, "Material Retardation Standard in the U.S. Antidumping Law", 24 Law and Policy in International Business(1993), 865

ついでに、米国の初期のダンピング防止法の制定の背景がまだ幼稚な段階にあった化学産業をドイツの輸出攻勢から保護することであったこと、そのために初期のダンピング防止法から「国内産業の確立の妨害(a prevention of the establishment)」という損害形態が存在していたにもかかわらず、「国内産業確立の実質的遅延」という損害形態はガットの先例上はもちろんのこと、AD法の常連国でもほとんど問題視されず、これまで理論上も実践上もほとんど発展してこなかった領域である。

10. Ibid, at 873 ff.

11. Ibid, at 887 ff.

12. 筆者が個人的に調べたことによるものである。

【参考文献】

1)韓国関税研究所、『1993 関税法令集』(1993)。

2)C.M. Krupp, "A Shot Across the Bow: South Korea's First Test of Its Antidumping Law, 26 Journal of World Trade 111(1992).

3)J. Jackson, W. Davey & A. O. Sykes, Legal Problems of international Economic Relations, Draft 3rd ed. ch. 14, 15(1994).

4)中川淳司、「カナダの米国産グリーンコーンに対する相殺関税」、『ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書Ⅲ』（公正貿易センター、1993）、144-152頁。

5)Dong Woo Seo, "Material Retardation Standard in the U.S. Antidumping Law", 24 Law and Policy in International Business(1993), 835

6)N. David Palmeter, "Material Retardation in the Establishment of an Industry Standard in Antidumping Cases, 26 Journal of World Trade(1987), 113.

(柳 赫秀)